

J A ♦ K E M P

PATENT ATTORNEYS • TRADE MARK ATTORNEYS

欧州統一特許制度および統一特許裁判所についての解説

ロンドン・パリ・オックスフォード・ケンブリッジ・ミュンヘン



2022年10月24日

概要

2022 年後半あるいは 2023 年初頭に欧州特許条約 (EPC) に大幅な改変が予定されている。この改変は欧州特許庁 (EPO) への特許出願を行うかあるいは欧州特許を所有するにあたり検討すべき事項である。統一特許裁判所 (Unified Patent Court : UPC) の実働開始と共に欧州統一特許制度 (Unitary patent : UP) が施行され、これに伴ってコスト削減、保護領域の拡大、訴訟の早期審理、そしてヨーロッパの一部において法的な安定性がもたらされることが期待される。

現在、欧州特許庁に単一の特許出願をすることで EPC 加盟国 44 か国における保護を獲得することができる。

一方、統一特許は 17 参加国をカバーする単一の特許となる。欧州統一特許裁判所協定 (AGREEMENT ON A UNIFIED PATENT COURT : UPCA) の施行後、EPO から付与された欧州特許に基づいて統一特許を得ることが可能となる。統一特許への非参加国では従来どおりの登録 (Validation) によって保護を確保するルートが維持されるが、UPCA 参加国についてはこれに加えて統一特許による保護が新たな選択肢となる。

改変の第二のポイントは統一特許裁判所 (UPC) という新しい特許裁判所の起動準備を行っていることである。統一特許に関する訴訟は UPC が単独で管轄することになる。特許権者が積極的に UPC からオプトアウト手続をしない限り、参加国で登録された特許については統一裁判所が排他的に管轄を有することになる。「参加国で登録された特許」には UPCA が施行される前に付与された欧州特許に基づいて登録 (Validation) されたものも含まれる。統一特許および統一特許裁判所の導入は既に欧州特許を所有する特許権者にも影響を及ぼす。また、まだ特許されていない欧州特許の出願人にも影響することになる。欧州特許所有者および出願人全員がこの機会を上手く利用し、そして新制度の稼働に伴うリスクを回避する必要があるといえる。

本解説は出願人、特許権者、ポートフォリオマネージャーや代理人等のご参考になることを目的として作成された。統一裁判所での訴訟については個別の解説が用意されている。

¹ 正式名称は単一効果を有する欧州特許、あるいは EPU である。

目次

現時点から UPCA 施行までの準備	4
統一特許の取得	5
登録 (Validation) のコストと維持年金	6
特許設定登録時点での検討事項	9
統一特許の利点	11
欧州特許の国別登録 (Validation) を取得すべき場合	12
特許設定登録後の検討事項	13
質疑応答	14

現時点から UPCA 施行までの準備

現時点からドイツが UPCA 批准書を提出するまで（早くて 2022 年 7 月）

いずれかの UPC 参加国で登録された欧州特許を有する場合、特許権者は統一特許裁判所の管轄から抜け出すこと（オプトアウト）を希望するかどうかを考慮する必要がある。

統一特許裁判所協定 (UPCA) が施行になるまで特許査定を遅らせることで欧州特許出願を統一特許として登録できるように戦略を練ることも可能である。

ドイツによる UPCA 批准（早くて 2022 年 7 月）から UPCA 施行までの期間

ドイツによる批准から UPCA の施行までの期間は「サンライズ期間」と呼ばれ、その期間は 3 か月となる。サンライズ期間中、欧州特許は UPC の管轄からオプトアウトすることが可能である。この期間中にオプトアウトすると、UPC の施行後に第三者から UPC でセントラルアタック（一斉的な無効訴訟）を起こされるリスクを回避することができる。

またサンライズ期間中は統一特許保護が選択肢に含まれるように UPCA の施行まで欧州特許の発行を遅らせるよう申請することも可能である。

UPCA 施行後（早くて 2022 年 10 月）

UPCA 施行後は出願人は参加国において国別登録の代わりに UPC 参加 17 か国での保護を目的として統一特許による登録を選ぶことが新たにできるようになる。これまで行われてきた欧州特許の国別登録は今後も非参加国と参加国の両方で行うことが可能であり、この場合は統一特許による保護を得ることはできない。統一特許による保護は参加国においてのみ新たな選択肢として提供される。従来型の国別の保護は非参加国（例えばスペインのような EU 加盟国や英国やスイスのような EU 非加盟国）でも引き続き利用可能である。UPC 参加国において国別登録を選択した場合、さらに UPC の管轄からオプトアウトするかどうかを決定する必要がある。

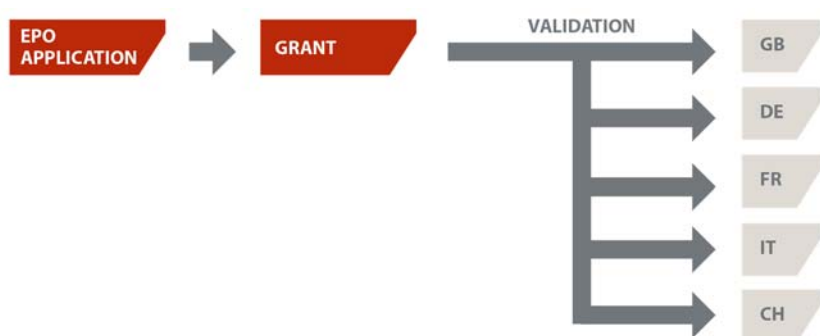
UPCA 施行後、特許権所有者は UPC 参加国で登録された欧州特許に基づいて UPC あるいは国内裁判所を通じて権利行使することが可能になる。第三者はオプトアウトしていない欧州特許について参加国内での一斉の無効を目的とした無効審判を UPC に提訴することが可能である。統一特許として登録された特許についての訴訟は UPC が管轄を有する。

統一特許の取得

統一特許は従来どおり欧州特許庁 (EPO) に出願することによって取得することができ、従来同様の EPO 出願審理および異議申立の手続が適用される。

統一特許による保護の要否は出願の時点で表明する必要はない。統一特許の保護が必要な場合、特許登録公報から 1 か月以内に統一特許登録を申請することになる。またその 1 か月の期間内に明細書等の全文の翻訳を提出する必要がある。特許が英語の場合、欧州連合のいずれかの公用語を選択してその言語での翻訳を作成しなければならない。特許が英語ではない場合、翻訳文は英語で作成する必要がある。翻訳文は技術情報の提供を目的とするものであるが機械翻訳を提出することはできない。

既存のシステム



新たに追加された選択肢



この翻訳が要求されるのは移行期間においてであり、この移行期間は施行から最大で 12 年間続くことになる。欧州連合の公用語に対して高品質の機械翻訳が得られるようになれ

ばこの翻訳文の提出は不要となる可能性も考えられる。この際に作成した翻訳文を有効活用する方法として、例えば非参加国での国別登録の際に転用（例、スペイン語翻訳）することが可能である。

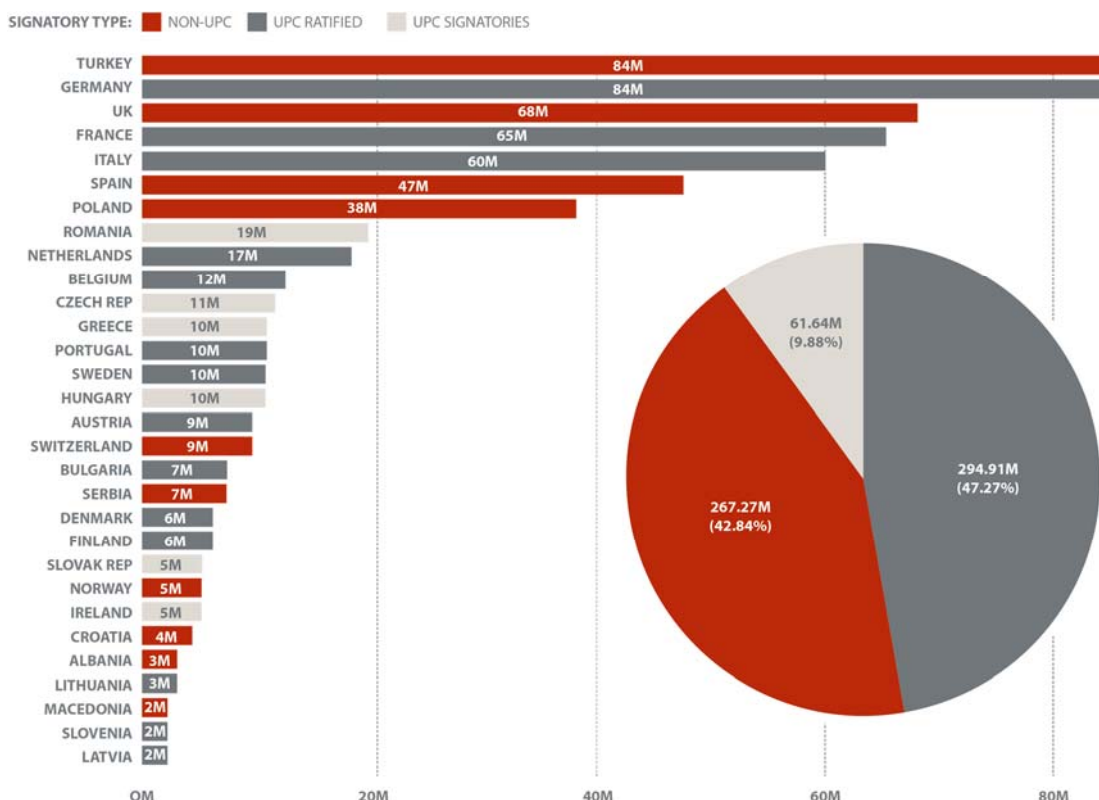
UPCA を批准する国々を指定する欧州特許出願であれば統一特許の保護を請求することができる（施行開始時に審査継続中のものも含む）。殆どの欧州特許出願が全ての EPC 国を指定するため、基本的に殆ど全ての欧州特許出願に係る特許について統一特許が選択肢となり得ることになる。但し、統一特許の登録適格を得るためには、出願日が 2007 年 3 月 1 日以降の出願であることが要件となる。2007 年 3 月 1 日はマルタが最後の加盟国として EPC に加盟した日である。

登録 (Validation) のコストと維持年金

登録 (Validation)

統一特許制度の目的の一つとして EU 圏内で特許保護を得るためのコストを削減することが挙げられる。国別登録は特許明細書等の全文翻訳と高額な維持年金（以下参照）が求められるが、統一特許を利用すれば広範囲の国での登録を行う場合は大幅に経費を節約することが可能となる（明細書の長さによるが約 40%の経費節約が可能となる）。反対に少数の国での登録のみを希望する場合、統一特許を利用することで国別登録と比べてコストが高つくこともあり得る（例えば、ドイツ、フランス、英国の 3 か国のみでの登録であれば 2～3 倍高くなる）。

現在、UPC は 17 か国で開始され（批准国）、更に 7 か国が UPC に調印したが、未だに施行されていない。欧州特許条約加盟国のうち人口上位 6 か国の中では、ドイツ、フランス、イタリアのみが UPC に参加する予定である。



維持年金

統一特許の維持年金は年単位で EPO に支払うことになる。維持年金は出願日の月の末日までに支払う必要がある。遅延料を支払えば支払期限は最大 6 か月延長され、さらにその遅延期間に維持年金が支払われなかった場合であっても回復措置 (Re-establishment) も法律上は規定されている (但し不責事由が存在したことを立証する必要がある)。

統一特許の維持年金は「実質的なトップ 4 か国」、つまり、特許が最もよく登録される 4 参加国 (英国、フランス、ドイツ、オランダ: 維持年金額の合意がなされた時点) の維持年金の総額に相当するように定められた。維持年金が決定された後、英国は UPC の批准を取り下げた。つまり統一特許の維持年金の額は、参加国の 4 か国以上で登録を望む場合に、同 4 か国にて国別登録するケースと比べて検討する価値が出てくるようなレベルに設定されている。但し、統一特許による登録を選択した場合、その後も同額の維持年金を支払う必要が生じる。国別登録であれば徐々に登録国を減らして維持年金の総額を減らすことができるが、統一特許の場合はそのようなことはできない。従って、参加国のなかで登録を望む国の数が 4 か国を少々上回る程度であるならば統一特許による登録は維持年金の費用の観点からはそれほど有用性が高いとはいえない。

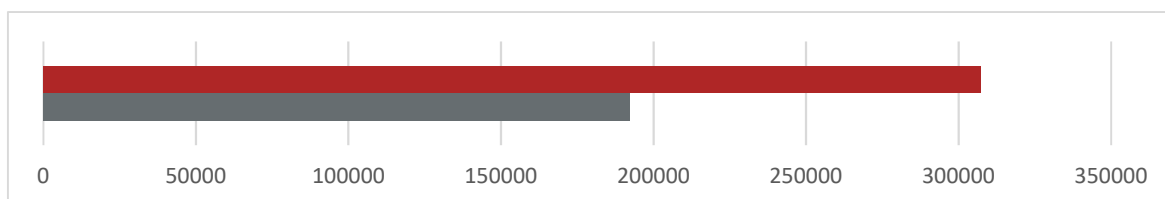
存続期間満了まで維持年金を支払うと仮定すると欧州特許条約の全加盟国で登録する場合、統一特許を利用すれば維持年金の面では約 35%の節約が可能である。欧州特許を登録する国の数が少なくなるにつれて節約できるレベルも少なくなる。一般的な 6 か国での登録で比較すると、存続期間満了までの維持年金の合計は統一特許を利用すると 30%増加し、ドイツ、フランス、英国のみでの登録であれば 2 倍に増額する。従って、状況によっては国別登録の方が経済的となる場合がある。また国別登録であれば登録年数の推移に伴って登録国を絞って維持年金総額を減らしたり、利用できる裁判所として統一特許裁判所と国内裁判所が選べるといった柔軟性が得られることになる。

但し、統一特許の選択に当たっては上記以外の要素も考慮する必要がある。

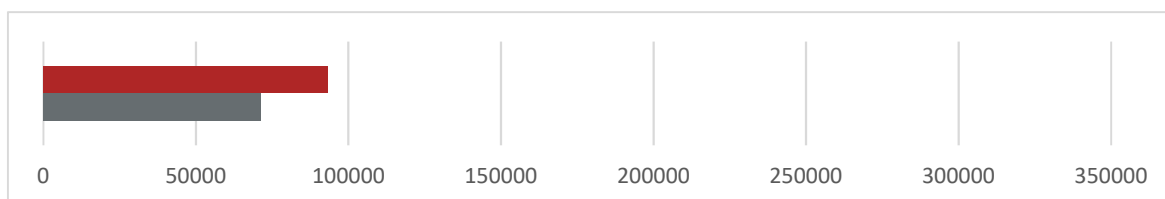
登録パターン別の維持年金（存続期間満了まで）のコストの比較

EPC 加盟国の全てで登録する場合は統一特許の利用により費用が軽減：

全 EPC 加盟国（統一特許は従来型登録と比べて 37%節約）

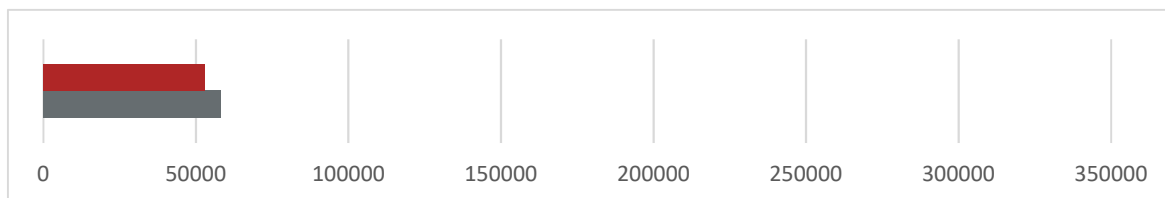


スイス、ドイツ、デンマーク、スペイン、フランス、英国、アイルランド、イタリア、オランダ、スウェーデン、トルコ（統一特許は従来型登録と比べて 23%節約）

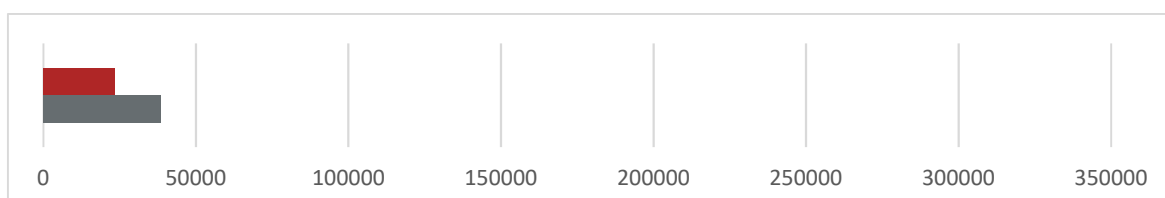


重要国のみでの登録であれば国別登録により費用が軽減：

スイス、ドイツ、スペイン、フランス、英国、イタリア（国別登録は統一特許利用より 10% 低額）



ドイツ、フランス、英国（国別登録は統一特許利用より 40% 低額）



特許設定登録時点での検討事項

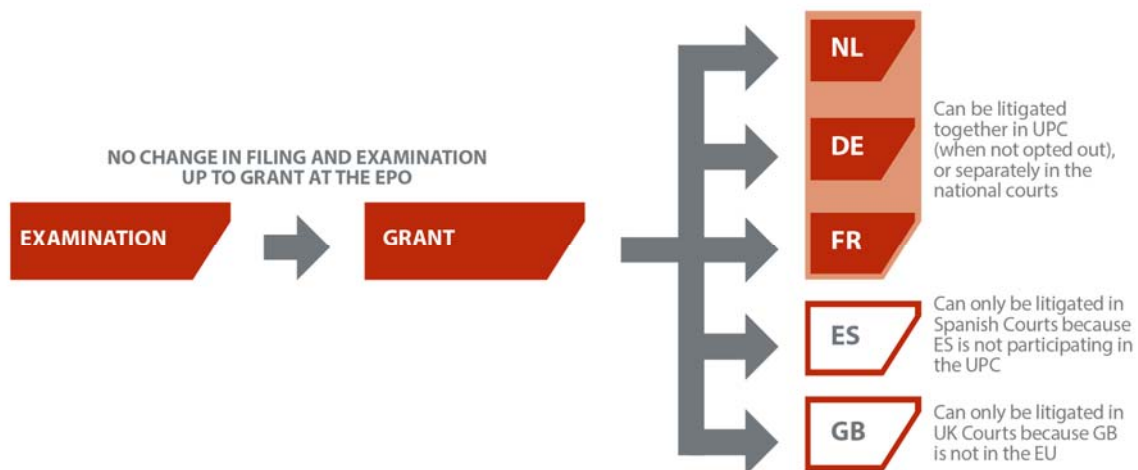
統一特許裁判所協定（UPCA）施行後に付与された EP 特許（現在継続中の出願も含む）については、出願人は UPC 参加国での特許登録を統一特許にするか、あるいは従来型の国別登録とするかを定めることができる。選択の結果として費用及び裁判所管轄が関係してくる。UPC 非参加国での登録手続は従前と同じである。また特許査定までの出願手続及び出願審査、並びに特許後の異議申立の手続に変更はない。

以下の例で示されているように EPO で審理され設定登録された特許については将来的には以下の 2 つのオプションが与えられる。

オプション 1 統一特許 (UP) を選択し、UP 非参加国については国別登録を選択する。このオプションには長所として経済性と参加国内全領域での容易な権利行使が挙げられるが、維持年金の柔軟性を失い、UPC 参加国で一斉に特許が無効になるリスクを伴うという短所がある。このオプションは近い将来利用可能となる。



オプション2 国別登録を選択することで維持年金の支払い方法などに柔軟性を持たせる。同時にオプトアウトを行うまでは参加国の訴訟において UPC 管轄の選択肢を残すことができる。スペインや英国等の非参加国の管轄権は国内裁判所のみとなる（従前同様）。



UPC は統一特許に対して排他的管轄権を有することになる。国内裁判所では統一特許に基づく権利行使又は同特許の無効を管轄できないが、EPO での異議申立制度では統一特許と国別登録特許を一斉に無効化することができる。

統一特許を利用することの最大の利点は比較的低額に地理的に広い範囲を保護下に置き、さらに管理の手続が簡略化されることにある。また、侵害行為が国境を超える場合、例えば侵害を構成する複数のステップのそれぞれが別々の国で行われているか、又は侵害行為を可能にするコンピューターシステムが複数国にばらばらに設置されている場合、それらが国境を越えていたとしても UPC 参加国内に収まるのであれば権利行使の手続は比較的シンプルなものになる。出願人によっては、特許の存続期間にわたってセントラルアタックを受けるリスクが存在することや国別登録と比べて柔軟性の低い管理方法となってしまうことが、上記統一特許の利点と照らしても妥協できない点となるこ

ともあり得る。また出願によっては、地理的に広い範囲の保護が必要とされない場合も考えられる。

統一特許の利点

ヨーロッパでなるべく広い保護範囲を得るための経済的な解決策

統一特許はヨーロッパでなるべく広い地理的範囲で特許による保護を得たい場合には有用性が高い。統一特許は少なくとも EU17 か国をカバーし、現在参加を準備中の国が全て批准した場合、最大 24 か国までに増えることが見込まれる。EP 特許を統一特許としてする場合、必要な翻訳は一言語のみになるので従来の国別登録で同じ範囲をカバーする場合に比べてコストを抑えることができる。更に、UP の維持年金は英国、ドイツ、フランス、オランダにおける維持年金の合計とほぼ同レベルとなる。維持年金を毎年 1 回だけ支払えばよいので管理上の負担は軽減される（各国特許庁に維持年金を支払う国別登録との比較にて）。

国境を越えた権利行使を行う際の柔軟性と簡便性

国境を越えて構成される侵害行為を阻止する際に国別登録特許では手続が煩雑になり、また欧州では関係国のうち 1 か国での裁判所で手続を行うことになりがちである。このような侵害行為の例としては、第一国で第一の工程が行われ、第二国で第二の工程が行われる場合や、システムのクレームであれば同システムを構成する構成要素が国境を越えて設置される場合などが挙げられる。統一特許裁判所は複数の参加国を管轄するため、国境を越えた侵害行為があったとしても全体として参加国の間に収まるのであれば単一の侵害行為として見なされることになる。そのうえで特許権者は統一特許裁判所のいずれの支部に提訴すべきか選ぶことができる。

統一特許裁判所の排他的管轄権

国別登録された特許の場合、各国裁判所で訴訟手続が継続すると統一特許裁判所は管轄権を失い、特許権者は統一特許裁判所で侵害訴訟を提起することができなくなる。統一特許を選択した場合は統一特許裁判所が排他的に管轄権を有するためこの種のリスクは存在しなくなる。

欧州特許の国別登録 (Validation) を取得すべき場合

柔軟性に優れる

欧州特許を国別登録にすることで、ある国で特許が失効させても他の国で有効に存続させ続けることが可能になる。一方で統一特許は「オール・オア・ナッシング」であり、特許を有効に存続させたいならば毎年、更新手数料（4か国分の料金と同等）を支払わなくてはならない。

統一特許は、少数の国別登録よりも費用が嵩む場合がある。

1か国又は2か国の登録でカバーする範囲が十分な場合、統一特許を使えば更新手数料及び登録費用がより高額となるおそれがある。英国、フランス及びドイツなど特定の国では、欧州特許の国別登録の際にクレームの翻訳のみが求められ、明細書等の翻訳を必要としない（クレーム翻訳は統一特許にも必要）。一方、統一特許は明細書等を任意の欧州連合の公用語へ翻訳することを必要とする。

国別登録された特許は国別裁判所と UPC での訴訟提起を選択できる

例えば、セントラルアタックで UPC により特許が一斉に取り消しになるリスクを回避するためなど、UPC の管轄外としたい場合がある。これは、欧州特許の国別登録を確保し、UPC の管轄権から外すことによつてのみ可能である。このように国別登録をしても特許権者はオプトアウトを撤回することで（国内手続が開始されていない限り）UPC で訴訟を提起することが依然として可能である。一方、統一特許で登録した場合は UPC の管轄からオプトアウトすることはできない。

ライセンスやロイヤリティに関する柔軟性が重要

異なる欧州諸国で異なる特許を保有することは、異なる国で異なる当事者へライセンス許諾をする際、幾つかの利点がある。統一特許が異なる国の異なる当事者にライセンス許諾される場合、各ライセンス契約にどの当事者が権利行使をすることができ、かつ無効の抗弁（参加国全てに影響）に対応できるかを定めた条項を含めることが賢明である。但し、そのような条項を含めた場合、ライセンス契約の合意が困難になることも予測される。

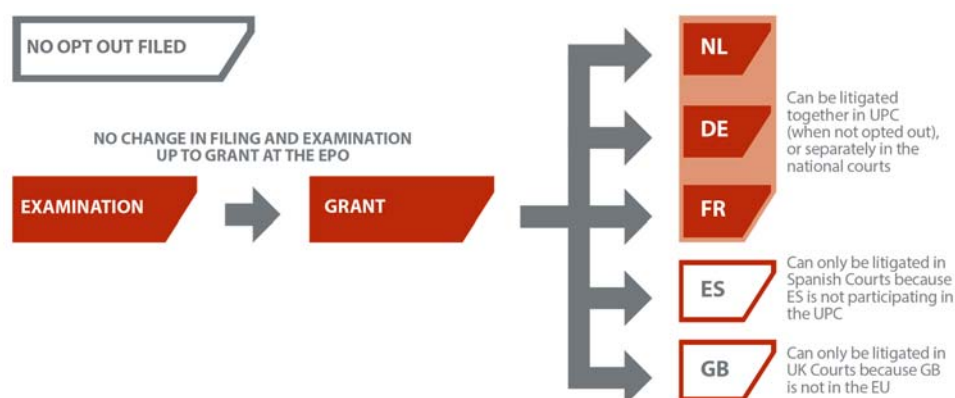
「欧州特許を国別登録にすることで、ある国で特許が失効させても他の国で有効に存続させ続けることが可能になる」

特許付与後の検討事項

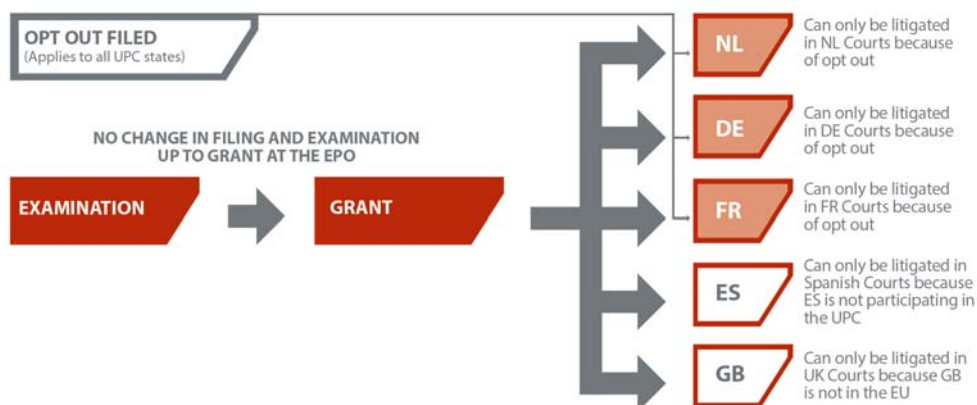
欧州統一特許裁判所協定（UPCA）の発効時に有効に存在する欧州特許については、UPCの管轄から「オプトアウト」するか否かを決定する必要がある。オプトアウトは特許の全有効期間を通して有効であるが、オプトアウトの申請行為は最初の7年間の移行期間中にのみ行うことが可能である。

積極的に「オプトアウト」しない限り、国別登録された欧州特許は自動的にUPCと国内裁判所の管轄下に入ることになる。これはUPC導入前に登録された特許であっても同様である。オプトアウトはUPCAが発効する前、いわゆる「サンライズ期間」中に申請・登録することが可能である。

下記の例に示される通り、かかる「オプトアウト」が申請されない場合、UPCAが有効な国においてはUPCが国内裁判所と管轄権を共有する。しかし、これはすべてのEPC加盟国に適用されるわけではない。例えば、スペイン（ES）はUPCに参加しておらず、英国（GB）はEUにすら加盟していない。その結果、スペイン及び英国、並びに他のUPCA非参加国においては国内裁判所のみが管轄権を有する（陰影なし部分）。



オプトアウトが申請された場合、全ての国において登録特許は国内裁判所の管轄に入る（下記参照）。



オプトアウトを申請しても、そのオプトアウトを撤回することが可能である（条件付

き)。撤回により UPC の管轄権に戻ることになるが、その場合、侵害行為に対し欧州規模の訴訟を開始することができる。一方で UPC において訴訟審理が開始された場合（例えばセントラルアタック）、その訴訟を国家裁判所に移転するために、後からオプトアウトを申請することはできない。さらに、一旦侵害訴訟が国内裁判所で開始されると事前にオプトアウトされたか否かにかかわらず（つまりオプトアウトしていない場合でも）同じ侵害行為を対象として UPC に訴訟を提起することはできない。

一般的にはオプトアウトを申請すれば、特許権者はリスクを最小限に抑えつつも最も柔軟性の高いオプションを手にすると考えられる。オプトアウトを申請しても、国内裁判所での訴訟が継続していなければ UPC の管轄を再度選択して特許権を行使するという道も残ることになる。しかもそれまでの間はオプトアウトされた特許については、UPC においてセントラルアタックを受ける脅威から逃れることになる。

オプトアウトを採択する上でのデメリットとして挙げられるものは、特に多数の欧州特許を有する特許権者にとってはオプトアウト申請にかかる手続と費用の負担である。オプトアウトの申請適格を有する真の特許権者を特定し、オプトアウト申請に向けた諸手続を進める必要がある。競合他社は国内裁判所で審理を開始させることによって対象特許が UPC の管轄に戻るのを防ぎ、それによって特許権者が UPC で訴訟を提起する事態を回避することができる。

もちろん、UPC を利用したほうが国内裁判所よりも有利になる点もある。したがって、特許権者が所有する特許について UPC を最大限活用するという方針に決定したのであればオプトアウト申請とその管理に割く手間を省くことも可能である。同様に、権利行使をする能性がほとんどないような特許であればわざわざオプトアウト申請をすることにそれほどの有用性は無いかもしれない。

質疑応答

UPC の導入により UPC 非参加国（例えば英国）と EPO とで別個の出願が必要になるか

そのような個別の出願は今後も必要とされない。EPO 出願は今後もこれまでどおりに欧州特許条約の全ての加盟国（英国を含む）をカバーする。UPCA が影響するのは特許査定後の段階である。したがって、これまでと同様に欧州特許弁理士（例えば、JA Kemp）の代理のもとに欧州特許出願を行えば単一出願で UPC 非参加国及び UPC 参加国で特許権を成立させることが可能である。特許登録手続（validation）については今後は2つの選択肢が得られる。第1の選択肢はこれまでと同様に欧州特許を国別登録することである。第2の選択肢は付与された欧州特許を（a）統一特許として登録し、（b）UPC 非参加国（現在はアルバニア、ボスニア及びヘルツェゴビナ、カンボジア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ノースマケドニア、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スペイン、スイス、チュニジア、トルコ、英国）については国別に登録することである。

統一特許とは

統一特許（「統一効果を有する欧州特許（European Patent with Unitary Effect : EPUE）」とも呼ばれる）は、EU27 か国のうち少なくとも 17 か国（将来的な可能性としては 24 か国まで）をカバーする単一の知的財産権である。スペイン、ポーランド、クロアチアは現時点では統一特許制度への参加手続を完了していない。非 EU 諸国は UPC に参加せず、特許出願や権利行使の態様に今後も変更は予定されていない。

統一特許の違いは何か

現行制度では欧州特許は多数の個々の国別特許として登録されるが、統一特許は最大で 24 参加国をカバーする単一の特許権となる。新制度の下では、特許権者は国ごとに維持年金を支払うのではなく、すべての参加国につきまとめて維持年金を支払う。加えて、侵害論であれ無効論であれ裁判所の下す 1 件の判決は 1 つの国に留まらず全ての参加国に適用される。

統一特許の取得方法

現在欧州特許について行っているのと同じ方法で統一特許を「出願」することができる。出願書面は現行と同様に欧州特許庁（EPO）によって審理されるが、特許査定後に欧州特許を統一特許にすることが選択できる点異なる。異議申立は今後も登録公報発行から 9 か月以内に行うことができ、これは統一特許及び国別登録特許の両者に適用される。異議申立は欧州特許を全ての国で取消すための唯一の制度として今後も維持される。

欧州で保護を受けるためには統一特許が必要か

現状では欧州特許出願が特許査定されれば国別に登録されているが、統一特許制度の加盟国においては国別登録に加えて統一特許の登録を新たな選択肢として選ぶことが可能になる。参加国への登録する際に統一特許を選択することは必須でなく、統一特許としての登録又は現行どおりの国別登録のいずれかを選択することができる。UPC 非参加国については、欧州特許の通常の国別登録ルートそのまま利用することになる。また、個々の国内特許も EPO ではなく国内特許庁を介してそのまま利用可能である。

統一特許と国別登録はどちらが費用を抑えるのか

この点は個々の状況によって異なり、特に保護を必要とする国の数に反映される。登録する国の数が 6 カ国以上であれば統一特許の方が費用が抑えられる傾向がある。費用の節約は特許査定後の登録段階で特許書面を翻訳する際に顕著となる。国別登録は多数の異なる地域言語への翻訳を必要とするが、統一特許では必要な翻訳は 1 言語のみである。また統一特許では維持年金においても費用を節約することができる。国別登録の場合は国単位で個別に維持年金が支払われるが、統一特許では維持年金は単一の支払いでよく、その額は DE、FR、GB、NL の合計額と同額になるように設定されている（4 か国分の料金の 17 カ国を維持できることになる）。なお、英国（GB）は統一特許の維持年金額が決定された後に UPC の批准を撤回した。

欧州諸国のうち保護を必要とする国が少数に限定されるケース

保護を必要とする国が少ない場合、欧州特許は今後も国別登録とすることをお勧めする。一方、統一特許は比較的安価に広域の地理的範囲を保護できるため、広範囲の保護が必要となる場合は検討すべき選択肢である。

統一特許制度に参加していない国での保護

統一特許制度に参加していないが欧州特許条約の加盟国では、現行のまま欧州特許は国別登録することにより保護される。

統一特許が利用可能となる時期

統一特許が利用可能になるのは統一特許裁判所協定 (Unified Patent Court Agreement : UPCA) が発効した後である。ドイツは UPC の実働性が確かになった時点で UPCA 批准書を提出する予定であり早ければ 2022 年 6 月末までに起こる可能性がある。UPCA はドイツの批准書提出後 4 か月目の第 1 日に施行する。これは、早ければ 2022 年 10 月 1 日が見込まれる。2007 年 3 月 1 日以降に出願され、かつ UPCA の施行後に特許された全ての出願について、統一特許による保護が利用可能となる。

統一特許に基づく訴訟の管轄

統一特許を権利行使する際は統一特許裁判所 (Unified Patent Court : UPC) のみにおいて訴訟提起することができる。統一特許を UPC の管轄からオプトアウトすることはできない。

統一特許に対し EPO での異議申立を行うことは可能か

可能である。EPO の異議申立手続に変更はない。異議申立制度は今後も単一の手続で欧州特許の有効性を争う唯一の手段として維持され、その対象特許には統一特許も国別特許も含まれる。これに対し UPC に無効訴訟を提起した場合、UPC 非参加国における国別登録特許には影響が及ばない。EPO の異議申立は費用の面で UPC での無効訴訟よりも安価であることが見込まれ、さらに敗訴した側に訴訟費用の支払いが命じられることがない点で低リスクの取消手段である。